

平成21年12月22日

各 位

エヌ・イー ケムキャット株式会社
 代表取締役社長 牧野 進
 (JASDAQ・コード4106)
 企画管理本部総務部 佐藤 森
 グループリーダー
 電 話 03-3435-5490

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成21年12月1日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及びこれにより会社法第108条第1項第7号の規定する事項についての定め（以下「全部取得条項」といいます。）が付されることになる当社普通株式の全部の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成21年12月23日から平成22年1月18日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年1月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

記

I 当社の非公開化のための定款一部変更について

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（1））

本件は、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。これにより、当社定款は、次のとおり変更されました。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>普通株式6,000万株</u>とする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>6,000万株</u>とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は5,999万株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種類株式」という。）は1万株</u>とする。</p> <p>（A種類株式） 第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）</u>または<u>A種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>株式質権者</u>という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式 336,923株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式については1,000株とし、A種種類株式については1株とする。</u></p> <p>第3章 株主総会 <u>(種類株主総会)</u> 第16条の2 <u>第12条第2項、第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 3. <u>第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(定款一部変更の件(2))

本件は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、それぞれ原案どおり承認可決されました。これにより、当社定款は、平成22年1月22日をもって、次のとおり変更されます。

(下線は変更箇所を示します。)

定款一部変更の件(1)に係る変更後の定款	追 加 変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2章 株 式 <u>(全部取得条項)</u> 第6条の3 <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができるものとする。</u> 2. <u>当社が普通株式の全部を取得する場</u></p>

定款一部変更の件（１）に係る変更後の定款	追 加 変 更 案
	<u>合には、普通株式の取得と引き換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 336,923 分の 1 株の割合をもって交付する。</u>

II 全部取得条項付普通株式取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の取得について

本件は、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。これにより、次のとおり、全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）のすべてを当社が取得いたします。

（１）全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

下記（２）の取得日において、その前日の最終の当社株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様に対し、その有する全部取得条項付普通株式の取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式 1 株あたり 336,923 分の 1 株の割合をもって A 種種類株式を交付するものといたします。ただし、これにより割り当てられる A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主様につきましては、下記 2. 「1 株未満の端数となる A 種種類株式の処理について」の処理により、A 種種類株式に替えて金銭を交付することを予定しております。

（２）取得日

平成 22 年 1 月 22 日といたします。

（３）その他

その他の必要事項については、取締役会にご一任いただきました。

2. 1 株未満の端数となる A 種種類株式の処理について

当社は、上記 1.（１）により全部取得条項付普通株式の株主様に割当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式について、同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が取得することを予定しております。この場合の当社の A 種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、上記 1.（２）の取得日の前日において各株主様が保有する当社普通株式数に 1,830 円（平成 21 年 9 月 15 日から同年 10 月 30 日までの間実施された住友金属鉱山株式会社及び BASF キャタリスツ アジア ビービーによる当社普通株式に対する公開買付けにおける買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。

3. 上場廃止について

本件が本臨時株主総会において承認可決されたことにより、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当することとなります。当社普通株式は、平成 21 年 12 月 23 日から平成 22 年 1 月 18 日までの間整理銘柄に指定された後、平成 22 年 1 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

III 基準日に係る定款一部変更の件

本件は、本臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。これにより、当社定款は、平成22年1月22日をもって、次のとおり変更されます。

(下線は変更箇所を示します。)

定款一部変更の件(1)及び(2)に係る 変更後の定款	追 加 変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することのできる株主とみなす。</p> <p><u>第12条</u>～<u>第16条</u> (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第16条の2</u> <u>第12条</u>第2項、<u>第13条</u>、<u>第15条</u>および<u>第16条</u>の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. <u>第14条</u>第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. <u>第14条</u>第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第11条</u>～<u>第15条</u> (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第16条</u> <u>第11条</u>第2項、<u>第12条</u>、<u>第14条</u>および<u>第15条</u>の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. <u>第13条</u>第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. <u>第13条</u>第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

IV 今後の日程 (予定)

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ・当社普通株式の整理銘柄への指定 | 平成21年12月23日(水) |
| ・当社普通株式の最終売買日 | 平成22年 1月18日(月) |
| ・当社普通株式の上場廃止日 | 平成22年 1月19日(火) |
| ・全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日 | 平成22年 1月22日(金) |
| ・全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式の交付 | 平成22年 1月22日(金) |
| ・基準日に係る定款一部変更の効力発生日 | 平成22年 1月22日(金) |

なお、1株未満の端数のA種種類株式の売却代金のお支払いは、平成22年3月中旬以降となる見込みです。また、上記の日程は、諸事情により変更される場合があります。

以 上